

富里市文化財保存継承事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第185号)

改正	平成22年1月26日告示第11号	平成25年3月29日告示第63号
	平成28年3月31日告示第85号	平成31年3月13日告示第39号
	令和4年3月18日告示第34号	令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財で本市の区域内に存するもの及び富里市文化財の保護に関する条例（昭和51年条例第9号。以下「条例」という。）の規定による指定を受けた文化財の適正な保存及び継承を図るため、国又は地方公共団体以外の文化財所有者等が行う文化財保存継承事業（以下「保存継承事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 市指定文化財、国指定文化財及び県指定文化財をいう。
- (2) 市指定文化財 条例第4条第1項の規定による指定を受けた有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (3) 国指定文化財 法第27条、第71条、第78条及び第109条の規定による指定を受けた国宝、重要文化財、重要有形文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物並びに特別史跡名勝天然記念物をいう。
- (4) 県指定文化財 県条例第4条、第20条、第26条及び第34条の規定による指定を受けた指定有形文化財、指定無形文化財、指定有形民俗文化財、指定無形民俗文化財並びに指定史跡名勝天然記念物をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象事業は、別表第1に定める指定文化財のうち第1条に規定する保存継承事業とする。

(補助対象事業及び金額等)

第4条 補助金の対象事業並びにそれに伴う対象経費、補助金の額及び率は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内において市が定める額とする。

2 対象事業の実施を予定しているものは、当該補助年度の前年度9月末日までに、富里市文化財保存継承事業補助金計画書（別記様式）を市長へ提出するものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（富里市文化財保存事業補助金交付要綱の廃止）

3 富里市文化財保存事業補助金交付要綱（平成9年4月1日告示第19号）は廃止する。

附 則（平成22年1月26日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第63号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第85号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日告示第39号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

富里市の指定文化財

1 県指定文化財

名称	種別	所在地	所有者又は管理者	指定年月日	員数・面積
富里牧羊場跡	記念物（史跡）	十倉1322番地4	富里市	昭和30年12月15日	碑1件 100 m ²
南大溜袋遺跡	記念物（史跡）	七栄地先	個人	昭和50年3月28日	1件
佐倉牧の牧土資料	有形文化財 (美術工芸品)	七栄652番地1	富里市教育委員会	昭和50年12月12日	1件 (41点)

2 市指定文化財

名称	種別	所在地	所有者又は管理者	指定年月日	員数・面積
中沢城址	記念物（史跡）	中沢地先	個人	平成19年3月23日	1件(6,158 m ²)
大久保卿牧羊場選定の碑	有形文化財 (美術工芸品)	御料171番地3(豊受神社敷地内)	宮内区	平成19年3月23日	1基
宝篋印塔	有形文化財 (美術工芸品)	中沢593番地	昌福寺	平成19年3月23日	1基
東内野遺跡	記念物（史跡）	七栄地先	個人	平成19年3月23日	1件
吉川植林計画図	有形文化財 (美術工芸品)	高野地先	個人	平成19年3月23日	1件(4点)
高野六地蔵・六觀音	有形文化財 (美術工芸品)	高野558番地	高野区	平成19年3月23日	1基
久能獅子舞	民俗文化財 (無形民俗文化財)	久能553番地1(久能駒形神社)	久能獅子舞保存会	平成元年12月2日	1件
武州ばやし	民俗文化財 (無形民俗文化財)	十倉296番地1(武州稻荷神社)	武州ばやし保存会	平成元年12月2日	1件
中沢麦つきおどり	民俗文化財 (無形民俗文化財)	新中沢232番地(中沢稻荷神社)	中沢麦つき踊り保存会	平成元年12月2日	1件
太政官高札	有形文化財 (美術工芸品)	根木名地先	個人	平成5年3月25日	1件(6点)
木造聖徳太子二歳立像	有形文化財 (美術工芸品)	日吉倉483番地	円勝寺	平成17年11月22日	1躯
木造釈迦如来坐像	有形文化財 (美術工芸品)	日吉倉483番地	円勝寺	平成17年11月22日	1躯
新橋觀音堂の	有形文化財	新橋245番地1(新	新橋区	平成20年6月24日	馬頭觀音像塔

石造物群	(美術工芸品)	橋觀音堂)			3基 十五夜講塔 1基 下総型板碑 1基
大和の福寿草群落	記念物 (天然記念物)	大和地先	個人	平成20年6月24日	1箇所(3,020m ²)
大和区文書	有形文化財 (美術工芸品)	七栄853番地1	富里市	平成21年8月25日	土地関連史料 (59点)
三谷胤正供養塔	有形文化財 (美術工芸品)	中沢593番地1	昌福寺	平成22年7月26日	1駆
センダイタイ ゲキ及びカタ クリ自生地	記念物 (天然記念物)	久能地先	個人	平成23年8月2日	1箇所
駿馬鎌倉の碑	有形文化財 (美術工芸品)	久能地先	個人	平成23年8月2日	1基
末廣農場実測図	有形文化財 (美術工芸品)	七栄652番地1	富里市教育委員会	平成23年8月2日	1巻
旧末廣農場跡	記念物 (史跡)	七栄650番地2、650番地25、650番地26、650番地27	富里市	平成25年2月28日	1件 (42,158.13m ²)
南大溜袋遺跡	記念物 (史跡)	七栄地先	個人	平成25年2月28日	1件
久能臥龍桜	記念物 (天然記念物)	久能704番地1	個人	平成25年2月28日	1本(4本立ち)
不二道孝心講塔	有形文化財 (美術工芸品)	成田市西三里塚1番地196	根木名区	平成25年2月28日	1基
京塙退歩の書	有形文化財 (美術工芸品)	中沢593番地1	昌福寺	平成27年3月24日	5幅・1隻・1面

別表第2（第4条関係）

対象事業	文化財の種別	対象経費	補助金の率及び上限額
修理	有形文化財 無形民俗文化財	有形文化財及び無形民俗文化財においては、その用具等の修理に要する経費のうち交通費、消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費、委託料、工事請負費及び原材料費	2分の1以内（国及び県による補助金等の交付がある場合は、これを控除した額の2分の1以内。）
公開	有形文化財	有形文化財の公開（市の公共施設によるものを原則とする。）に要する経費のうち交通費、消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料	2分の1以内（国及び県による補助金等の交付がある場合は、これを控除した額の2分の1以内。）
整備	記念物 無形民俗文化財	記念物の整備（軽微なものに限る。）及び無形民俗文化財においては、用具用品等の新調に要する経費のうち消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費（記念物に限る。）及び備品購入費（無形民俗文化財に限る。）	2分の1以内（国及び県による補助金等の交付がある場合は、これを控除した額の2分の1以内。）
維持	無形民俗文化財	無形民俗文化財の維持に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費、使用料及び賃借料	2分の1以内（国及び県による補助金等の交付がある場合は、これを控除した額の2分の1以内。）で、60,000円を上限とする。
育成	無形民俗文化財	無形民俗文化財の後継者育成に要する経費のうち報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費、使用料及び賃借料	2分の1以内（国及び県による補助金等の交付がある場合は、これを控除した額の2分の1以内。）で、60,000円を上限とする。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

富里市長

樣

計画者

住所

団体等名及び

代表者氏名

印

富里市文化財保存継承事業補助金計画書

年度富里市文化財保存継承事業補助金を受けたいので、富里市文化財保存継承事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により、次のとおり計画書を提出いたします。